（昭和二十四年十月十日第三種郵便物認可）
第七十号

八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　安尾　博
印刷所　秀文社
発行部数　18.000部
定価一部　五円

教育委員会初会議
全員和やかに懇談
會議規則など決定

当市教育委員会初の会議は、去る一日午後一時より市庁舎三階の会議室で行われた、委員会は先ず脇田市長の挨拶があつて、年長の金井委員は全委員を代表して挨拶を行い、市長を仮議長として委員長に戸田一平氏、副委員長に大西全一氏の選出を終えた。ついで萩田教育長は事務局職員を代表して挨拶、職員の紹介があつて、別掲の如く委員会諸規則の審議を終り、和やかな懇談のうちに初会議を終つた。

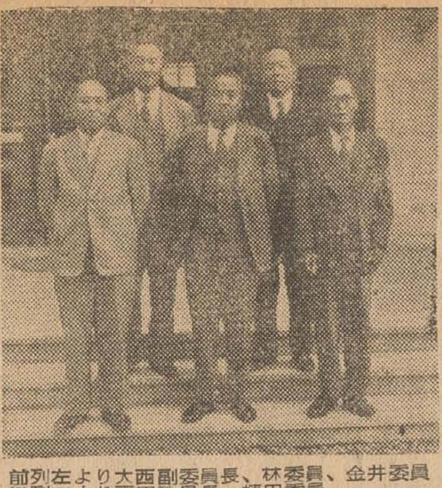
前列左より大西副委員長、林委員、金井委員
後列左より戸田委員長、植田委員

教育委員會會議規則

第一章　総則

第一條　会議は、委員長が開閉する。

第二條　委員長及び副委員長がともに事故あるときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

第三條　委員は、招集の当日開会時刻までに、教育委員会会議室に集合しなければならない。集合した委員は応招簿に署名しなければならない。

第四條　委員会の定例会は、毎月第二、水曜日これを招集し、その会期を七日間以内とする。

２、臨時会は、委員長において必要があると認めた場合、又は教育委員会法第三十四條第（３）二項による請求のあつた場合に招集し、その会期を七日間以内とする。

３、委員会の議決により、前項の会期は、延長することができる。

４、会期を延長したときは、委員長は、直ちにこれを告示しなければならない。

第五條　委員の議席は、選挙後最初の会議開会の際、抽せんにより、これを定める。

２、前項の抽せん後に就任した委員の議席は、委員長がこれを定める。

３、委員の議席には、委員氏名標をつける。

第六條　会期が終らなくても、会議の事項を全部議了したときは委員長は会期にかかわらず会議を閉じることができる。

第七條　委員は、正当の理由を示して委員長に届出なければ、招集に応ぜず又は会議に欠席することはできない。

第二章　議事日程

第八條　委員長は、議事日程を定めあらかじめこれを委員に通知しなければならない。但し、急施を要する場合はこの限りでない。

第九條　議事日程変更の動議が提出されたときは、委員会の会議で討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第三章　議事の順序

第十條　委員会の会議の議事は、原則として次の順序によつてこれを行う、但し、委員会が必要と認めるときはこの順序を変更することができる。（省略）

第四章　発言、討論及び動議

第十一條　発言しようとする者は委員長と呼び委員長の許可を得て発言しなければならない。

２、発言は、簡明を旨とし議題外にわたることはできない。

第十二條　一議題が終らないのに他の議題につき発言することはできない。但し、議事の手続、採決の方法、議事の中止、休憩散会、質疑及び討論の終結先決の動機はこの限りでない。

２、前項の発言が動議の主旨に反すると認めたときは、委員長はこれを制止しなければならない。

第十三條　委員長は、質疑、討論其の他の発言につき特に委員会の議決があつた場合を除いて時間を制限することができる。

第十四條　先決の動議が提出されたときは、委員長は会議にはかり討論を行わないで、これを決しなければならない。

第五章　採決

第十五條　委員長が採決を宣した後は、何人も同一議題につき発言することができない。

第十六條　採決の際は、会議室に現在する委員は、表決に加わらなければならない。

２、委員は、自己の表決の更正を求めることはできない。

第十七條　採決の方法は、挙手、起立及び投票の三種として、委員長がこれを選ぶ。

第十八條　投票は、無記名投票とする。但し、委員会の議決により記名投票とすることができる。

２、投票を行うときは、委員長は出席委員の数を宣言し、委員は可否の投票を行わなければならない。

第十九條　議題に対して発言する者がないときは、委員長は全員一致で可決したものと認め、その旨を宣言することができる。

第二十條　委員会の議事が可否同数のときは、次回の会議においてこれを決する。次回会議で決しなかつたときは、その議案の処理をその会議において決する。

第二十一條　採決の順序に異議があるときは、会議にはかり討論を行わないで、これを定めなければならない。

第二十二條　緊急又は先決の動議は、直ちに採決しなければならない。その動議が緊急又は先決を要するものであるかどうかについて異議のあるときは、委員長は会議にはかり討論を行わないで、これを決しなければならない。

第六章　委員以外の出席者

第二十三條　委員長は、委員会の会議にはかり、委員以外の者を会議に出席させ、及び発言させることができる。但し、その者は表決に加わることはできない

第七章　會議録

第二十四條　委員長は、会議録を調製し必要な事項を記載しなければならない。

第二十五條　会議録には、左の事項を記載する。

一、出席委員の氏名並びに其の他会議に出席した者の職氏名
二、開会、開議、休憩、議事の中止、散会、閉会に関すること
三、議案、議事日程及び諸般の報告
四、議事の次第
五、選挙の次第
六、其の他委員会において必要と認めた事項

第二十六條　秘密会の議事及び委員長が取消を命じた発言は、会議録に記載しない。

第二十七條　会議録に記載した事実に対して異議があるときは、委員長がこれを決する。

第二十八條　会議録に署名するものは、委員長及び委員二名とし、その日の会議において委員長がこれを指名する。

第八章　委員の辞職及び資格決定

第二十九條　委員は辞職しようとするときは、委員長に辞表を提出しなければならない。

２、委員長は、委員の辞表を受理したときは、委員会の会議に付し、討論を行わないで、その許否を議決させなければならない

第三十條　委員の被選挙権の有無の決定については、委員長は、これを委員会の会議に付し議決させなければならない。

第九章　請願

第三十一條　委員会は、所管の事務に関し、個人又は団体の請願を受けることができる。

第三十二條　委員会に請願しようとするものは、請願書を提出しなければならない。

２、請願書には請願の主旨、提出年月日、請願人の住所、氏名、職業、年齢を記し各自署名捺印することを要する。

３、団体の請願書は、代表者が署名し、代表者の捺印とともに団体の印章を押さなければならない。

第三十三條　請願書が提出されたときは、委員長は、委員会の会議に付し、その採擇を議決させなければならない。

第三十四條　委員会が採択した請願は、その期の会議、若しくは他の時期の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

第十章　雑則（省略）

議會の動き

▽十一月四日　常任委員長会開催
▽十一月五日　枚方市に於いて大阪府下市議会議長会役員会開催され本市依り石田、羽多野正副議長出席
▽十一月六日　依り三日間大阪市に於いて第十四回全国都市問題会議開催され本市依り羽多野副議長、戸田総務委員長、奥野事務局長出席
▽十一月七日　住道町々会議員助役一行委員会運営等の視察の為来庁
▽十一月十三日　常任委員長会開催
▽十一月十三日　全体協議会開催

臨時市会開催さる
事務分掌など審議

来る十一月二十四日午前九時から市役所議事堂に於て市議会臨時会を開催され、左記十二件が審議されることになつた。

1、事務分掌條例中一部改正の件
2、職員定数條例改正の件
3、職員給與條例中一部改正の件
4、職員旅費條例中一部改正の件
5、報酬及び費用弁償條例改正の件
6、職員退職年金及び退職一時金條例中一部改正の件
7、市財産の取得、管理及び処分條例中一部改正の件
8、市契約條例中一部改正の件
9、不動産取得専決処分承認の件
10、本年度起債専決処分承認の件
11、特別会計上水道費追加更正予算の件
12、一般会計歳入歳出追加更正予算の件

十一月二十四日

聲

本欄の答は要旨のみですからくわしくは広報課まで御問合せ下さい

家賃の適正價格

（問）❶家賃の適正価格について小生在住の家屋は家主が貝塚であり、家屋所有者は誰かわからぬと身元台帳にはありません正直ものは馬鹿を見ないようにして下さい。

❷市民税の未納に対する処置について転居する者は未納分を半額納めたり一部収めたりして転居していますが、これでは払わない方がよいように思われます

❸河川災害復旧工事　四年前に当地に転入し毎年水害になやまされていますが、治水について市当局では検討しないのですか現在の治水対策を広報して下さい。又久宝寺のよく修理舗装された土地と、当地とでは余りにも相違が大です。（竹渕、福原）

（答）❶昨年度の評価額は現地調査の際聞込みに依り、所有者を認定して居ますが、本人の申告が伴いませんので、正式の所有者と見なされませんが課税はされていますから家賃の算出は出来ます。（昨年度の所有者は安木キミエとなっています。）（税務課）

❷（イ）納期前では市税條例により繰上徴税を行います（ロ）納期後では各納期相当額を徴収します。転出者には主食の配給を移籍せねばなりませんので、あくまで即時納税を強行するわけでなく、能力に応じて時には市長が適当と認める納税管理者を選定してもらつて転出しています。（税務課）

❸平野川は青地普通水利組合の用水管理であり、浚渫は水利組合の責任に於いて実施する事になつて居り、市としては、対岸は加美村である関係上、当市単独の費用で工事を起す事も出来ず、災害を受ける都度、市の予算に国庫負担を得て不良個所の改修を実施していましたが、七月二十五日府費支弁河川に認定されましたので、今後は大阪府にて本格的改修を実施されることと考えられます。なお道路の件は、国庫ならびに府費の補助を受けて沢ノ川筋のみを補装したのであり、残りは府道で知事管理の道路でありますので間違いのないようお願します。（土木課）

平野川に関しては、地元の自治振興委員会が中心になり、平野川治水対策委員会を作り府に陳情、府会東大阪治水対策委員会と懇談などを開催し予算化も出来、本年度内より改修工事を実施出来るようになりました。（広報課）

下水路を暗渠に

（問）❶、山本幼稚園と神社間の下水の暗渠工事計画をお知らせ下さい。❷、不潔で蚊、蝿の発生が多く、毎年疫痢死亡者が出ます。何とか早く善処してほしい。（野上生）

（答）山本幼稚園と神社間の下水の暗渠工事計画は現在ありません。現在施工中の石垣工事は道路拡張工事の一環として実施しているものです。なお附近の人々が水路に汚物、汚水を放流するのを注意していただければあのような状態にならないと思いますので、地元の方々の御協力をお願いします。（土木課）

舊大正中学の古材について

（問）大正中学が新築され、旧校舎の古材料で大正住宅に居住の市吏員の自宅の板塀が出来ましたが、住宅の各橋は早くからくずれ、車は勿論通行人にも非常な危険を与えています。（大正住宅一市民）

（答）大正中学の移転工事は旧校舎を解体し、新設場所に築造する事になつています。したがつて不足材料は全て業者持であり、旧校舎の残材と新築校舎に使用不能の材料は全部業者の所有であり市の所有ではありません。したがつて業者と個人の間で残材処分の契約がされ使用される時は、市として何等異議を申す事は出来ません。あくまでも、業者と個人の問題でありますが、偶然にも市吏員であつたため誤解されたのだと思われます。業者に問合せた処、他にも二三軒残材を売つたとの事です。（土木課）

なお問合せの場合は一市民とせず、住所氏名をかならず記入して下さい。調査事項をくわしくご返事致します。（広報課）

隣組復活討議
自振委連合会終る

去る十一月五日午後一時、折からの悪雨をものともせず、府下十二市の自治振興委員会の、正副会長十九名、市当局から七名、計二十六名が続々と会場市立公民館に集合、市内の正副委員長十九名出席脇田市長をはじめ戸田市会総務委員長外五委員長が臨席した。

先ず黒川副会長は開催地元の会長として「雨中をいとわずの多数臨席を得てうれしい、今回は第二回の総会ではあるが、丁度講和條約発効後はじめての総会で、開催地の会長として意義深いことを喜ぶ」と挨拶あり、藤多府連合会長（布施市）は「自治振興委員会としては今日、もつとも大切な、しかも難易に当面して、それを如何に軌道に乗せるかが、大きな問題である時、幸に八尾市は大阪府下でも唯一無二の確立したる都市であることを喜ぶと同時に、陰に陽によき市長、よき議長、よき常任委員長さんのよき御理解の深い中に育ぐまれ、今日あらしめたことを思いまして、誠にうらやましい。又各地区委員の方々の人格と協調によるものであり、両面相俟つて市政につくす心が、なごやかな気分を作つているのであろう。今後は各市委員会もそれぞれ特色をもち、変つた立場ではあるがお互いに手を握り合つて、自治の発展と国家の繁栄に推進して、使命誠に重大を感ずるものである。今後も益々御努力を傾けられるよう」と結んだ

脇田市長は「よりよき市民の会即ち自治振興委員会の発足が自治の上にどれだけ大きな力となつているかは申すまでもないことであるが、自治振興委員[illegible]から、まだ日も浅[illegible]相当の成績を挙げ[illegible]市自治振興会は[illegible]よく市民に伝え[illegible]も又行政事務の連[illegible]など相当のお世話[illegible]反面市民の声を全[illegible]事者に要望してそ[illegible]努力されている。[illegible]りの各市自振委員[illegible]充分御協議され、又各市の実情もおきかせも願いたく、御相談もさせていただきたい。折角の御来市に充分のおもてなしも出来ず恐縮している」と述べ一市議会を代表して戸田市議会総務委員長も挨拶を述べた。

次で副会長補欠の件を審議元副会長選出の池田市の会長津田国松氏をその後任として満場一致、推挙された。布施市より提出の「隣組の復活と自治振興委員会について[illegible]

供出割當四、四一八石
昨年より四五二石減

昭和二十七年度産米に対し去る十一月十二日大阪府において当市の政府買入数量が決定した。供出数量は四、四一八石で昨年度の供出数量より四五二石の減量であつた。この原因は主として病虫害水害等によるものである。

テープレコードで
主婦の聲をきく
廣報の新しい試み

路地の隅から隅まで市政の浸透を計ろうという目的で、広報課では試みに一ケ月にわたつて左の十二の場所を選んで、個人的な応答形式で今迄にあまり聞かれなかつた主婦の声を聞くことにした。主として土木、教育、衛生水道、税金などの生活直結の声をテープレコードに録音して、そのなまのままを議会や市理事者側に再放送して、これによつて、その要望事項を伝え、「よりよき市政」と「市民のための市政」の達成のため、市当局が本当に知りたいと思うかげの声がきけるものと大きな期待をもつているが、積極的な要望を大胆にのべられるよう願いたい。十七日の萱振、西郡地区、十九日の安中住宅地域内に於ける実況は思いの外の好成績でエプロン掛けに子供を背負つた主婦、若い娘さんの活発な意見が述べられた。今後の日割は

十一月廿一日（金）山本府営住宅 山本市場、午後二時―四時
廿四日（月）大正住宅街 同
廿六日（水）亀井市場前 同
廿八日（金）日の出市場前（植松） 同
十二月一日（月）八尾市場 同
三日（水）近鉄久宝寺口駅前 同
五日（金）沼青年会場前（大正） 同
八日（月）太田商店街 午前十一時―午後一時
十日（水）久宝寺本村広場 同
十二日（金）市民病院待合室 同

防火に協力を
廿六日サイレン吹鳴訓練

消防関係の法規により、湿度の低下、強風時など気象条件が火災発生の危険があると思われる時は、火災警報を発令し、火災の未然防止に万全を期したいので市民各位には次の事項にご注意され火災の予防にご協力下さい。

一、火災警報信號並に告知方法

イ、サイレンの吹鳴信号
警報発令、約三十秒なりし約六秒きるを。五分間継続、警報解除、約十秒ならし約三秒きる。を四分間継続

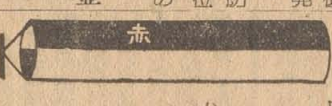

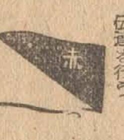

ロ、旗、吹き流しの掲揚（赤と白）
消防署と同出張所消防団の高所に掲揚

ハ、其の他掲示板、警鐘、宣伝車、口頭などにより告知または伝達を行う。

二、サイレンの吹鳴場所
八尾市消防署、八尾中学校、帝国チヤツク株式会社、近鉄高安工場、東洋アルミ八尾工場、帝国製絲八尾工場、龍華操車場、ダイヤ調帯株式会社、梅田繊維株式会社、三宅化学工業所

三、火災警報発令中その区域にある者は火の使用の制限に従うとともに左の事項を守らなければならない

1、屋外での焚火をしないこと
2、屋外に火粉又は煙気を発散する焚火、作業火、炊事火を使わないこと
3、屋外で煙草をすわないこと
4、屋外の残火、火粉、取灰などを消すこと
5、屋内でも止むを得ない火の使用だけにとどめること
6、よくもえる物を整頓すること
7初期消火及飛火警戒に必要な消火設備をすること

註　初期消火設備とはバケツ、たらいなどを満水して消火の準備をすること。飛火警戒の消火設備とはぬれむしろ、はしご、火たたきなどを出来るだけ準備すること。

四、火災警報サイレンの吹鳴試験

十一月二十六日に次のように火災警報発令、解除信号のサイレン吹鳴試験を行いますから真警報と間違えないようお知らせいたします。

警報発令信号―同解除信号
午前九時五分―午前九時三十分
午前三時五分―午前三時三十分
午後七時五分―午後七時三十分

要望と回答

自昭和27年9月15日
至昭和27年9月30日

消防分隊の設置

（問）九月六日の亀井橋、下竹渕橋、丸喜撚糸工場内での河内、水道、井戸水での放水試験が実施され、特に小型東発式ポンプは軽便で密集部落内の移動自由自在なる性能を見て非常に心強く感じたが将来は、亀井、竹渕の中間に消防分隊を設けられ機動力の設置を特に願いたい。　―竹渕地区―

（答）現在の消防陣容では消防出張所を新設することは消防機動力を分散する結果となり先般龍華出張所を閉鎖して主力を本署に結集し、消防警備の万全を期していますので現在の職員数ではお説に確答するわけにはまいりません。お説の御要旨は万一貴地区に出火の場合、如何にして最少限に防止できるか、これらの消防対策について心配されていることと思いますが、予防消防の重要なことはいうまでもありまんが、一度出火した場合これを早く発見して出来る限り初期のうちに消さねばなので火の見櫓では昼夜交代で絶えず監視しています。しかし市民の皆様が大小にかかわらず火災が発火された場合は直ちに電話等の通信施設を利用して連絡されれば、三十秒内外で出動態勢になつており、従つて五分余で現場に到着出来ることになつています。

なお、亀井竹渕方面の火災にそなえて今度消防署内に、東住吉局（二六〇〇番）の電話を備え町幅の狭いところのために小型三輪ポンプ自動車と小型携帯ポンプを充分活用したいと思つています。　（消防署）

（問）**屎尿処理手数料条例について一言**

1、従来の例によれば汲取処理はあくまでも無料を本旨とするが事実は薄謝の意味で十円から二十円程度を各家庭から人夫に渡している。今回の條例によれば四人程度の家族では一ケ月六樽から八樽とな、一樽十円とすれば一ケ月七十円程度の負担となり、年収入二百万円はそのまま請負人又は人夫の収入となる。手数料をとるならば一樽五円位とされたい。

2、市は汲取人夫のみに委せず充分監督し運営上遺漏のないようされたい。

3、従来の請負人が権利金をとるようなことのないよう厳重監督をされたい。　―萱振地区―

（答）屎尿処理手数料條例制定の件については、目下市会厚生委員会にて種々研究検討中でありましてまだ結論に達していませんが、当課としては市民のご意向をよく研究し、ご期待に副えるようしたく思つております。　（衛生課）

野犬狩の實施を

（問）最近街に野犬が増えてきた是非共、再三野犬狩を実施して下さい、夜間の実施は効果が多いと思います。―九月十八日―（久宝寺地区）

（答）野犬捕獲実施期間は、次の通りです。十月十八日、十月二十九日の午前中なお捕獲を度々実施する予定をもつていますが、大阪府野犬捕獲人が本庁より派遣され府下保健所管内をそれぞれ定められた実施日に巡回しているので保健所のみで決定出来難い実情があるのです、御了承下さい。　（八尾保健所）

十月十六日　山本地区

各神社の祭日を一定に

（問）冗費節約の目的で、各神社の祭日を同日にしてほしい。

（答）市民全般の重要問題ですから、よく検討し研究する必要がありますので早急に回答しかねます。

葬儀費の節減

（問）葬儀費の節減の為め寺院の費用、供花の数を一定に、又霊柩車の市施実現を要望いたします。

（答）公益社と市内葬儀屋と協定し、葬儀規格を定め、A、B、C級に分け相当安価に葬儀を行えるようになつています。又霊柩車の市営については今後充分研究したいと思います。

蛔虫の処理について

（問）蛔虫は熱に弱いから、塵芥焼却場の熱を利用して、屎尿中の蛔虫駆除の方法を考え、設備を研究、実現して下さい。

（答）有識者に研究を願はなければなりませんので、よく研究致します。

下水清掃實施について

（問）山本地区全般に下水清掃を行われましたが、北地区も早く実施してほしい。

（答）早急に実施いたします。　（以上衛生課）

十月十六日　大正地区

診療所の設置

（問）大正地区は開業医が少なく夜間急病の発生した時は住宅、太田、沼地区は非常に困つていますして、大正出張所を改造し診療所を設置してほしい。

（答）今すぐご返事申上げる事は出来かねます。将来の宿題としてよく検討研究する期間をいただきたいと思います。　（衛生課）

児童公園の設置

（問）大正住宅の旧将校集会所跡に児童公園を設置してほしい。

（答）都市計画公園事業は、府費と国費の補助を受け実施していますが、千坪を標準とされていますので、此の点不適当と思います。又此の土地は学校用地として財務局より払下げを受けたもので、用途変更の上、今直ちに公園にする事は困難であります。他に適当な土地があれば、他年度に逐次実施するようにします。　（土木課）

地元四代議士
常任委員に

さきに第四区（布施、八尾、富田林三市及中南河内郡）より選出された衆議院議員四名は目下国会で活躍中とのことであるが、杉山元治郎氏は水産に、大倉三郎氏は通産に、田中万逸氏は内閣、久保田鶴松氏は大蔵に、それぞれ常任委員となつた。

論文一等山田さん
標語一等竹本君
市制五周年記念懸賞

市制五周年を記念して、「八尾市の商工業振興対策について」記念論文、標語を広く一般市民から募集したが論文十二篇、標語八四篇が集りそのなかより次の入選者が決定した。

（論文）

一等	商店に望むこと	木戸	山田　督子
二等	商店経営について	八尾	中川　幸子

（標語）

一等	よい品、よい店、住みよい八尾市	安中	竹本　宣武
二等	親切も添えて売つてる八尾の店	安中	尾形　美佐
二等	価も品も生きた買物出来る八尾	木戸	山田　光子
三等	買物は遠い町より近くの八尾で	久宝寺	奥野ミチオ
三等	品よくてよそより安い八尾の店	山本	森田　正二
三等	買物は安く買いよい八尾の店	八尾	鎌田　嘉子

西郡に診療所を開設

市民の要望にこたえ、十一月廿二日から待望の西郡診療所が開設された。同所はもと西郡村の健康保健所で市制施行後は閉鎖されていたものが昨年十月のトラホーム検診治療に好評をうけ、今度新たに内科、外科、眼科、皮膚科を備えた診療所を開設することになつたもの。診療時間は午前九時から正午、午後一時から九時までとし、午後六時から九時までを往診にあてている。（土曜日の午後、日曜祭日は休診）なお同所では、医療券、健康保険治療を受付る。＝写真は診療所

どんな番組がすきか
NHKの街頭録音

来る十一月二十六日午後五時より市役所前にてNHK街頭録音が催される。「皆様はどんな番組をお好きですか」という、農家を主として対象としたものであるが、意見を述べられたい方は、同時刻までに参集されたい。なお、この放送は十一月二十九日（土）の午後〇時三十分より一時までの予定である。

公民館だより

1、こども大会

十一月三日文化の日のこども友の会では児童憲章制定一周年を記念して、こども大会を八尾小学校で開催した。来場者一、八〇〇名、場内立きりの余地もない盛況で歌、児童劇、映画に興じお話しに耳を傾け、歌のクイズには熱讃の拍手を送つてたのしい一日を過した。

2、作品展

市制五周年記念作品展は（写真、絵画、書道）出品総数は一四一点で十一月六、七両日公民館で開催観覧者二〇〇名、栄ある受賞者は次の通り。

（写真）

市長賞	面	矢倉俊男
議長賞	秋のリズム	阪本　弘
商議会頭賞	農夫	結城忠雄
商連長賞	夢殿	鈴木　貢
朝日新聞社賞　1席	斜陽	尾山　博
〃　2席	流し	松原利男
〃　3席	水都祭	池原健二
〃　4席	渚	小浜　猛
産経新聞社賞　1席	壁画	矢倉俊男
〃　2席	法隆寺山門	本島稚信
〃　3席	白馬山頂より杓子を望む	増山　氏
〃　4席	杉木立	吉田次良

（絵画）

市長賞	坂道	紫山　珥子
議長賞	子供	鈴木　克身
教育委員会賞	裸婦	木川　晶夫
		崎山　洋二
努力賞	風景	上田　勝
〃	静物	森岡　澄子
特別出品	静物	小林　富蔵

（書道）

市長賞	本倉　政治
議長賞	安田真知子
〃	西村　醇三
教育委員会賞	花崎多嘉子
〃	田中　光子
〃	林　清

3、映画研究会誕生

公民館友の会にはこのたび演劇グループに続いて映画研究のグループが生れた。綜合芸術の映画を各分野から探究し鑑賞眼を高め、会員の親睦を計つて公民館の文化活動の一翼を担うというのが目的で、適時に鑑賞会、シナリオ研究会、批評会、見学会などを行う予定でまず発足記念に映画鑑賞と映画音楽の研究の集りを去る十八日（火）午後六時から公民館で開き盛会であつた。映画は〝風雪二十年〟、音楽は第三の男、真昼の決斗、二人でお茶を、巴里のアメリカ人、ショーボートその他

なお、同会では同好の士の入会を希望している。申込は公民館へ。

＝写真は作品展覧会場

遺兒九名東上
靖国の父に對面

戦の庭に父を失つた遺児九名は、市長に励まされて去る二十五日午後五時十分大阪駅発列車で東上、靖国神社を参拝、別れて久しい父に「元気に勉強して、必ずよい人になります」と約束し、宮城の拝観、国会議事堂見学など行い、二十八日午前十一時過ぎ、元気な姿で帰つて来た。

（上京遺児氏名）

金沢　忠雄	（15）	八尾中三年
西平　静雄	（13）	龍華中三年
藤井鉄太郎	（15）	龍華中三年
木村留守雄	（14）	大正中二年
竹田　洋一	（13）	八尾中二年
青山　邦子	（14）	八尾中二年
瀬口　照子	（15）	久宝寺中三年
花崎多嘉子	（14）	久宝寺中三年
西村　周	（13）	八尾中二年

引続いて十一月五日には、夫や子を失つた市内戦没者遺族六十七名が市長、市会総務委員長、厚生委員長らの激励の辞を受け、市議、福祉事務所員、看護婦の同道にて東上、靖国の社頭での久しぶりの対面に胸をふくらませて後、皇居拝観などの日程を終え、八日午前十時四十六分大阪駅着で帰つて来た。

告示第四〇二号

左記の外国人登録証明書は、その申請が外国人登録法附則第八項による同法第十一條第二項の申請に虚偽があつたので、同法第五條の規定により為したる行為は、これを取消し、当該証明書は、無効とする。

記

証明番号	所持者の住所及び氏名	発行年月日	発行者
四一五、三四五	大阪府八尾市大字竹渕　張　柄九	昭和二十七年十月二十三日	八尾市長　脇田幾松
四一五、三四八	同所　金山　順子	右同	同人

右告示する。

昭和二十七年十一月八日
八尾市長　脇田幾松

市民マラソン大会
教育委員会の初行事

来る十二月六日（土曜日）午後二時から、近鉄山本駅前、若江を経て、市役所前に至る約八キロのマラソン大会を開催する。

コース　山本駅前―玉串北口―若江―産業道路―表町―市役所前
参加資格　❶市在住一般社会人または八尾市内に勤務する者　❷市内高等学校生徒　❸市内中学校生徒
申込締切日　十二月一日限り
申込先　市教育委員会事務局　社会体育係

待望の市営住宅
完成近づく

市では市民の住宅難を緩和させるために目下第一種住宅を萱振市営住宅に接続した土地に二十戸建設中であるが、そのうち既に九戸が棟上げをされ、その他の分も建設を急いでいるが遅くとも年末までに全部完成せられる予定である。なおこの申込み受付は未定であるが追つて時報その他で告示する。

人事異動

主事補高橋滋、▽同竹田伊太良、▽同丸山耕三、▽同中辻光子、▽同村上節子、▽同玉川君子、▽同吉村百合子、▽技師補堀毛いち子、▽事務員畑中蝶子、▽同松井ヤエノ▽同松井カツ子、▽保母加藤鶴子、▽看護婦河野あさ、▽使丁手平正吾、▽同沢岡キヌ、▽同高尾藤一、▽工夫吉村邦三

依頼退職（十月二十五日付）

主事補阪田種明▽同小路末吉▽同梶谷悟郎▽同粕谷悌二▽同直原克吉▽同生野万太郎▽同雁野忠典▽同竹中信子▽同村口義民

任主事▽主事奥田一興

命秘書課勤務▽主事柴田　保

命総務課勤務（十月三十日付）

主事元野条蔵▽同大林正夫▽同中路敬一▽技師笹川晃夫▽主事補浅野信治▽同国川為信▽事務員森田唱子▽調理士藤井謙一▽運転手川村好勝▽嘱託川田留蔵

▽同高山初蔵

依願退職（十月三十一日付）

▽技師補中沢幸子命市民病院勤務▽事務員増田勇命秘書課勤務

▽嘱託佐々木健宏任技師命市民病院勤務（以上十一月一日付）

▽事務員平田孝治▽依頼退職（十一月八日付）看護婦宮元シツエ、命市民病院勤務（十一月十三日付）保母松本美代子、命西郷保育所勤務（十一月十四日付）運転手重政定一、命秘書課勤務▽嘱託木塚稲男、▽事務員福田澄子、依頼退職（十一月十八日付）